

2024年6月21日



各 位

会 社 名 ASAHI EITO ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 取締役会長兼 星 野 和 也  
社長執行役員  
(コード 5341 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 社長室室長 生 島 始 郎  
兼 IR 担当  
T E L (06)7777-2067

## 新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ(2024年1月19日決議)

当社は、2024年1月19日開催の取締役会において、2022年10月12日に発行した第5回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の一部譲渡について承認しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権の譲渡承認の経緯

当社は、2022年10月12日に本新株予約権総数10,298個(目的となる普通株式数1,029,800株)を発行し、その全部をカントリーガーデン・ジャパン株式会社(現 セブンキャピタル株式会社)へ割当致しました。カントリーガーデン・ジャパン株式会社(現 セブンキャピタル株式会社)は当社代表取締役である星野和也が代表を務めておりましたが、2024年1月12日セブンキャピタル株式会社と商号変更するとともに星野和也は代表を辞しております。今回、割当先であるカントリーガーデン・ジャパン株式会社(現 セブンキャピタル株式会社)より、保有する本新株予約権のうち、2,771個を譲渡することにつき、2023年12月20日に承認の要請がありました。

また、2023年8月10日開催の取締役会にて承認され、カントリーガーデン・ジャパン株式会社(現 セブンキャピタル株式会社)より鄭丁超氏に譲渡された本新株予約権1,800個について、当社の資金事情により早期の行使を要請したところ、すぐに自ら行使することが困難な状況であるとのことから、速やかに行使が可能である先に対し1,143個を譲渡することにつき、2023年12月26日に承認の要請がありました。

当社代表取締役である星野和也が代表を務める企業であった、カントリーガーデン・ジャパン株式会社(現 セブンキャピタル株式会社)は、本新株予約権の引受けにおいて、当初その保有方針につき、「割当予定先であるカントリーガーデン・ジャパン株式会社(現 セブンキャピタル株式会社)との間では、資本関係を構築した上で、基本的には本資金調達により取得する当社株式を原則として中長期に保有する方針であること」を確認しておりましたが、この度、カントリーガーデン・ジャパン株式会社(現 セブンキャピタル株式会社)の事業状況が割当引受時に想定した計画よりも遅滞し、資金計画もまた当初の想定を下回っており、自社にて本新株予約権の行使を行うことが難しい状況にあることから、当社の資金調達や事業計画に影響を与えたくないとの考えから、事業資金調達のために行使を促進させる目的で本新株予約権を譲渡したいとの理由であることが表明されました。

譲渡先の資金事情を勘案しMKホールディングス有限責任事業組合に1,634個、M. Sコーポレーション株式会社に450個、ジャスト株式会社に687個を譲渡しようとするものであり、いずれも当社代表者の星野が17年ほど営んでおりますセブンスター貿易の長年のお客様であり、上記のようなカントリーガーデン・ジャパン株式会社(現 セブンキャピタル株式会社)の状況を理解し、また当社の事業の円滑な進捗へ協力する旨の意向を表明されています。また今回の譲受けについては純投資目的であり、市場動向や株価水準に応じて機動的、積極的に行使していくお考えと経営支配の意向は有していないことを口頭で確認しております。また、同組合及び組合員並びに同社及び代表者に関しましては反社会的勢力と関係していないことを第三者機関である日本信用情報サービス株式会社のDB検索にて確認しております。行使が可能であるかの資産状況の確認については、現在の業況、現預金残高をヒアリングにより実施しております。

このような経緯から、当社としてはカントリーガーデン・ジャパン株式会社(現 セブンキャピタル株式会社)の当初の保有方針とは異なるものの、当社としての資金需要、事業計画の進捗を考慮した結果、本新株予約権の一部がMKホールディングス有限責任事業組合、M. Sコーポレーション株式会社、ジャスト株式会社に譲渡されることに問題はなく、MKホールディングス有限責任事業組合、M. Sコーポレーション株式会社、ジャスト株式会社の権利行使により当社の資金調達に繋がると考えて、本件譲渡について承認するものです。

また、新株予約権者である鄭丁超氏については、当社の事情をお話しし新株予約権の行使をお願いしたところ、直近で別の投資を実行しており、近々の行使は難しいとのことでしたが、当社の資金事情により、すぐに行使してくれそうな先をご紹介いただきそちらに譲渡するとのお話を頂きまして、早期の行使が実現するのであればとお願いした次第です。鄭丁超氏からの譲渡先は、創展環球有限公司228個、李敏行氏915個で、創展環球有限公司は、第6回新株予約権の引受先であり、李敏行氏は、鄭丁超氏のご紹介で知りあった香港でEVの会社を経営する実業家です。旧知の鄭氏のご紹介もあり、当社の資金状況をご理解いただき、事業の円滑な進捗へ協力する旨の意向を表明されています。また今回の譲受けについては純投資目的であり、市場動向や株価水準に応じて機動的、積極的に行使していくお考えと経営支配の意向は有していないことを口頭で確認しております。また、同社及び代表者並びに李氏に関しましては反社会的勢力と関係していないことを第三者機関である日本信用情報サービス株式会社のDB検索にて確認しております。行使が可能であるかの資産状況の確認は、創展環球有限公司については、譲渡人の鄭氏は同社の会計監査人であり資金状況を把握していたため鄭氏に、李氏についてはご本人に対し、ヒアリングにより実施しております。

## 2. 新株予約権の譲渡内容

(1) 譲渡人：カントリーガーデン・ジャパン株式会社(現 セブンキャピタル株式会社)

(2) 譲渡先及び譲渡個数(目的となる普通株式数)：

MKホールディングス有限責任事業組合 1,634個(163,400株)

M. Sコーポレーション株式会社 450個(45,000株)

ジャスト株式会社 687個(68,700株)

(3) 譲渡価格(1個当たりの譲渡価格)：

MKホールディングス有限責任事業組合 316,996円(194円)

M. Sコーポレーション株式会社 87,300円(194円)

ジャスト株式会社 133,278円(194円)

(4) 譲渡承認日：2024年1月19日

(5) 譲渡日：2024年1月19日

※本件譲渡契約において、早期の行使をより確実に促すため、2024年1月31日までの行使を条文化しており、行使できなかった場合は行使できなかった分に限り本譲渡日に遡って本譲渡を無効としております。これにより、それぞれの譲渡先の投資方針、資金事情の変化により、MKホールディングス有限責任事業組合から493個(49,300株)、ジャスト株式会社より687個(68,700株)をカントリーガーデン・ジャパン株式会社(現 セブンキャピタル株式会社)が譲渡価格と同額で買い戻しております。その結果、本譲渡において、MKホールディングス有限責任事業組合に1,141個(114,100株)、MSコーポレーション株式会社に450個(45,000株)が譲渡、行使されております。

(1) 譲渡人：鄭丁超

(2) 譲渡先及び譲渡個数(目的となる普通株式数)：

創展環球有限公司 228個(22,800株)

李敏行 915個(91,500株)

(3) 譲渡価格(1個当たりの譲渡価格)：

創展環球有限公司 44,232円(194円)

李敏行 177,510円(194円)

(4) 譲渡承認日：2024年1月19日

(5) 譲渡日：2024年1月19日

※本件譲渡契約において、早期の行使をより確実に促すため、2024年1月31日までの行使を条件としており、行使できなかった場合は行使できなかった分に限り本譲渡日に遡って本譲渡を無効としております。これにより、李敏行氏の投資方針、資金状況の変化により229個(22,900株)を、李氏から鄭氏が譲渡価格と同額で買い戻しております。その結果、本譲渡においては、創展環球有限公司に228個(22,800株)、李敏行氏に686個(68,600株)が譲渡、行使されております。

### 3. 新株予約権譲渡先の概要

(1) 名 称	MKホールディングス有限責任事業組合	
(2) 所 在 地	東京都港区南青山六丁目6番22号クレスト・イシイ2階	
(3) 組合員氏名	組合員 小澤 常浩 組合員 菅野 美都	
(4) 組 合 の 事 業	有価証券の取得及び保有 経営コンサルティング業務	
(5) 組合契約の効力が発生する年月日	令和5年1月1日	
(6) 組合の存続期間	令和14年12月31日 ただし存続期間内に組合員の過半数から文書による解散の申立てがない場合には、1年間ごとに自動更新されるものとする。	
(7) 上場会社と当該会	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。

社との間の関係	取引関係	該当事項はありません。
---------	------	-------------

(1) 名 称	M. S コーポレーション株式会社	
(2) 所 在 地	神奈川県横浜市青葉区松風台40-12	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 小川慎吾	
(4) 事 業 内 容	不動産業	
(5) 資 本 金	500万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成27年9月25日	
(7) 大株主及び持株比率	小川慎吾 100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(1) 名 称	ジャスト株式会社	
(2) 所 在 地	千葉県柏市花野井442番地22	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 宮本隆行	
(4) 事 業 内 容	EC・貿易事業	
(5) 資 本 金	500万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成24年5月16日	
(7) 大株主及び持株比率	宮本隆行 100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(1) 名 称	創展環球有限公司	
(2) 所 在 地	3205、Kimberland Center, No.55 Wing Hong Street, Kowloon, Hong Kong	
(3) 代表者の役職・氏名	董事 朱 栢華	
(4) 事 業 内 容	貿易関連事業	
(5) 資 本 金	10,000香港ドル	
(6) 設 立 年 月 日	2021年6月27日	
(7) 大株主及び持株比率	朱 栢華 100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

① 氏 名	李 敏行
-------	------

② 住 所	Hong Kong MID LEVELS 5 CONDUIT ROAD	
③ 職業の内容	勤務先の名称	JUPITER EV HK Ltd
	所在地	1916 Asia Trade Centre, Lei Muk Road, Kwai Chung, new Territories, Hong Kong
	役職	Director
	事業の概要	電動自動車製造販売
④ 上場会社と 当該個人との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

#### 4. 今後の見通し

本新株予約権の譲渡による当社の連結業績への影響はありません。

以 上